

## 愛知医科大学の活動基準

全国で新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本学では活動に関する基準を策定し、下記のレベルで活動を行うこととしました。皆さんにおいては、本基準を参考に、自律的に行動してください。

なお、本基準は大学院生・学部学生及び全教職員（診療活動に従事する職員を除く。）に適用します。また、今後の状況により、レベルを変更していきますので必ず毎日ホームページ又は学内メールで確認をお願いします。

愛知医科大学長

◆令和2年11月30日(月)現在

### 1 教育(講義・演習・実習など)

【現在: レベル2】

レベル	活動状態
0	・通常通り。
1	・個々に感染防止対策を行い、実施する。 ・ICTを用いた教育を積極的に行う。
2	・3密制限を可能な限り行い、実施する。 ・ICTを用いた教育を主体として行う。
3	・3密制限を完全に遵守することが可能な場合のみ実施する。 ・ICTを用いた教育を全面的に行う。
4	・全てICTを用いて実施又は中止とする。

### 2 研究活動

【現在: レベル1】

レベル	活動状態
0	・通常通り。
1	・個々に感染防止対策を行い、実施する。
2	・3密制限を可能な限り行い、実施する。 ・在宅での研究活動を推奨する。
3	・優先順位が高い研究に限定し、3密制限を完全に遵守することが可能な場合のみ実施する。 ・原則、在宅での研究活動を行う。
4	・研究室の資産を維持するために必要最小限の研究活動のみ許可する。

3密制限を可能な限り行い、実施する。

◆令和2年11月30日(月)現在

### 3 学生の入構制限

【現在：レベル3】

レベル	活動状態
0	・通常通り。
1	・感染拡大防止に留意して登校する。
2	・3密制限を可能な限り行なった場合のみ認める。
3	・3密制限を完全に遵守することが可能な場合のみ認める。
4	・全ての学生の入構を禁止する。

#### ◆入構が認められる

ケース

- ① 大学における授業に参加する場合
- ② 課外活動が認められたクラブに参加する場合
- ③ 教員又は事務から呼び出しがあった場合
- ④ 勉学等に関する教員への質問及び学生相談室での面談

◆総合学術情報センター(図書館部門及び情報基盤部門)への入館については、大学での授業参加者に限り認める。ただし、情報基盤部門は予約制とする。

◆セミナー室や学生ホール等での自主学習や集会などは引き続き禁止。

◆許可された条件下での医心館の使用は認める。

### 4 課外活動

【現在：レベル2】

レベル	活動状態
0	・通常通り。
1	・可能な限り自粛する。
2	・キャンパス内外における屋内の集会を禁止する。
3	・3密制限を遵守した上で、個人の活動のみ許可する。
4	・全ての活動を禁止する。

◆各クラブ・同好会で「感染症予防チェックリスト」及び「再開ロードマップ」を作成し、感染防止策が講じられていると認められた場合に、活動再開を許可する。

◆屋外での集会(大会など)に参加する場合は、感染対策及び行動計画を提出し、許可を受ける。

◆全ての課外活動に伴う食事会、懇親会は禁止。

◆ボランティア活動は届出により許可する。

◆令和2年11月30日(月)現在

## 5 教職員

【現在：レベル2】

レベル	活動状態
0	・通常通り。
1	・個々に感染防止対策を行い、勤務する。 ・業務に関連する学外者に感染拡大防止措置を求める。 ・ICTを積極的に使用する。
2	・3密制限を可能な限り行い勤務する。 ・在宅勤務及び時差出勤を活用する。 ・業務に関連する学外者との面会を最小限にする。 ・ICTを主体的に使用する。
3	・3密制限を完全に遵守することが可能な状況で勤務する。 ・各所属機能維持のための最小限の人員で勤務し、その他は在宅勤務とする。 ・業務に関連する学外者との面会を原則禁止とする。 ・ICTを全面的に使用する。
4	大学機能を維持するために必要な職員のみ出勤し、その他は在宅勤務とする。

- ◆学外者との面会は、必要最低限のものとし、アポイントメントがある場合に限る。(可能な限りweb面談とする。また、業者等による説明会は禁止とする。)
- ◆5人以上での会食は行わない。4人以下でも3密を避ける状況下で行う。
- ◆食事中的会話は慎む。会話をする場合はマスクを着用する。

## 6 会議・セミナー

【現在：レベル2】

レベル	活動状態
0	・通常通り。
1	・内容の重要性に基づき、開催の是非を検討した上で、感染防止対策を行い実施する。 ・ICTを積極的に使用する。
2	・内容の重要性に基づき、開催の是非を検討した上で、3密制限を可能な限り行い実施する。 ・ICTを主体的に使用する。
3	・内容の重要性に基づき、開催の是非を検討した上で、3密制限を完全に遵守することが可能な状況で実施する。 ・ICTを全面的に使用する。
4	・全てICTを用いて実施する。

- ◆対面で行う場合は、原則として、会議室における定員の半数を超えない人数で行う。
- ◆小会議室においては、1mの実的間隔が保てる範囲内で行う。
- ◆食事の提供は行わない。

◆令和2年11月30日(月)現在

## 7 出張・旅行

【現在：レベル1】

レベル	活動状態
0	・通常通り。
1	・感染防止対策を行なった場合のみ可とする。
2	・不要不急の出張・旅行は自粛する。
3	・不要不急の出張・旅行を原則禁止とする。
4	・全ての移動を原則禁止する。

◆感染が流行している地域への不要不急の移動は自粛する。

◆海外出張については外務省から感染症危険情報レベル2以上が発出されている国・地域への渡航は原則禁止

◆海外旅行は禁止

《参考》 外務省が定めている感染症危険情報レベル

- ・ レベル4 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)
- ・ レベル3 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
- ・ レベル2 不要不急の渡航は止めてください。
- ・ レベル1 十分注意してください。

※ 外務省 海外安全ホームページ URL: <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info1030.html>